

社会福祉法人取手市社会福祉協議会 「ふれあい・いきいきサロン」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の住民やボランティアが共働することにより、日常的に社会参加が困難な高齢者や障害者等（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で仲間づくりをすることにより、いつまでもいきいきと元気に暮らせることを目的とする。

(名称及び設置)

第2条 この事業は、「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）といい、その設置場所は高齢者等が居住している地域の公共施設、集会場、個人住宅等とする。

(利用者)

第3条 サロンを利用する人は、原則として家に閉じこもりがちな高齢者等とする。

(協力者)

第4条 サロンの運営にあたる協力者は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人取手市社会福祉協議会（以下「本会」という。）
- (2) 地域住民及びボランティア
- (3) その他サロン運営に必要な者

(活動)

第5条 「サロン」は、月1回程度開催するものとし、その目的を達成するため、次のような活動を行うものとする。

- (1) 高齢者等と地域の住民やボランティアとの交流
- (2) 健康づくりや趣味、レクリエーション
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(運営)

第6条 「サロン」の運営は、高齢者等と協力者が相互に協力してあたるものとし、その推進を図るため協力者の中から代表者を選任しておくものとする。

- 2 サロンの運営にあたっては事故等のないように努めると共に、万一に備えて「ふれあい・いきいきサロン保険」に加入するものとする。
- 3 運営にかかわる経費は、各サロンが必要に応じて徴収する。

(代表者の職務)

第7条 代表者はつぎの事項を行う。

- (1) 事業の企画および取りまとめ
 - (2) サロン開催場所の管理運営
 - (3) 利用料等の管理
 - (4) その他運営に必要なこと
- (その他)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、本協議会の会長が別に定める。

付則

この要綱は、交付の日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。